

# 新旧对照表

箱根町町税条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（第1条関係）

（納税管理人）

第4条 町民税、固定資産税又は特別土地保有税の納税義務者は、町内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合には、町の区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を町長に提出し、又は町の区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を町長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2（略）

（徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第5条（略）

2 町長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る町の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合には、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3～5（略）

（徴収猶予の申請手続等）

第5条の2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4)（略）

旧（改正前）

（第1条関係）

（納税管理人）

第4条 町民税、固定資産税又は特別土地保有税の納税義務者は、町内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合（法人においては、町の区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を町長に提出し、又は町の区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を町長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2（略）

（徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第5条（略）

2 町長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る町の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3～5（略）

（徴収猶予の申請手続等）

第5条の2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4)（略）

新（改正後）

(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合には、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

(6) (略)

2～7 (略)

(課税もれ等に係る町税の取扱い)

第7条 町長は、課税もれに係る町税、又は詐偽その他の不正の行為により免かれた町税があることを発見した場合には、課税すべき年度(法人税割にあつては、その課税標準の算定期間の末日現在)の税率によりその金額を直ちに徴収する。

(督促手数料)

第9条 徴税吏員は、督促状を發した場合には、督促状1通について50円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合には、この限りでない。

(個人均等割の非課税)

第9条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円を加えた金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(町民税の申告)

第14条 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、法第294条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

旧（改正前）

(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

(6) (略)

2～7 (略)

(課税もれ等に係る町税の取扱い)

第7条 町長は、課税もれに係る町税、又は詐偽その他の不正の行為により免かれた町税があることを発見した場合においては、課税すべき年度(法人税割にあつては、その課税標準の算定期間の末日現在)の税率によってその金額を直ちに徴収する。

(督促手数料)

第9条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について50円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、この限りでない。

(個人均等割の非課税)

第9条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族に1を加えた数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には19万円を加えた金額以下である者に対しては、均等割を課さない。

(町民税の申告)

第14条 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、法第294条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

新（改正後）

2 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、法第 294 条第 1 項第 2 号に掲げる者に 3 月 15 日までに、賦課期日現在において町内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他町長において必要と認める事項を記載した申告書を提出させることができる。

3 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに法第 294 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 30 日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他町長において必要と認める事項を記載した申告書を提出させることができる。

（個人の町民税の納期）

第 15 条 普通徴収の方法により徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。ただし、個人の町民税額が均等割額に相当する金額以下である場合における納期は、6 月 1 日から同月 30 日までとする。

第 1 期～第 4 期（略）

2（略）

（給与所得に係る個人の町民税の特別徴収）

第 16 条 町長は、法第 321 条の 3 第 1 項に規定する給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合において必要があると認めるときは、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収することができる。ただし、法第 317 条の 2 第 1 項に規定する申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

2（略）

（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）

旧（改正前）

2 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、法第294条第1項第2号の者に3月15日までに、賦課期日現在において町内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他町長において必要と認める事項を記載した申告書を提出させることができる。

3 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに法第294条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他町長において必要と認める事項を記載した申告書を提出させることができる。

(個人の町民税の納期)

第15条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりとする。ただし、個人の町民税額が均等割額に相当する金額以下である場合における納期は、6月1日から同月30日までとする。

第1期～第4期(略)

2(略)

(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)

第16条 町長は、法第321条の3第1項に規定する給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合において必要があると認めるときは、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。ただし、法第317条の2第1項に規定する申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

2(略)

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

新（改正後）

第17条 給与所得に係る個人の町民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において法第321条の3第1項の納税義務者に対して給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの及び他の市町村内において給与の支払いをする者を含む。以下この項において同じ。）で所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者とし、法第321条の4第5項の規定による特別徴収に係る町民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者で所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとする。

2（略）

3 法第328条の規定により課する所得割（以下本項において「分離課税に係る所得割」という。）の特別徴収義務者は、当該分離課税に係る所得割の納税義務者に対して退職手当等の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの及び他の市町村内において給与の支払をする者を含む。）とする。

（町民税の減免）

第18条（略）

2（略）

3 第1項の規定により町民税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

（特定附帯設備に係る固定資産税の納税義務者等）

第19条 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの（以下「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって法第343条第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産



旧（改正前）

第17条 給与所得に係る個人の町民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において法第321条の3第1項の納税義務者に対して給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの及び他の市町村内において給与の支払いをする者を含む。以下この項において同じ。）で所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者とし、法第321条の4第5項の規定による特別徴収に係る町民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者で所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとする。

2（略）

3 法第328条の規定によって課する所得割（以下本項において「分離課税に係る所得割」という。）の特別徴収義務者は、当該分離課税に係る所得割の納税義務者に対して退職手当等の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの及び他の市町村内において給与の支払をする者を含む。）とする。

（町民税の減免）

第18条（略）

2（略）

3 第1項の規定により町民税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

（特定附帯設備に係る固定資産税の納税義務者等）

第19条 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの（以下「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって法第343条第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産

新（改正後）

とみなして固定資産税を課する。

（固定資産税の非課税等の申告）

第19条の2（略）

2 前項の規定により、申告書を提出した固定資産で法第348条第2項の規定の適用を受けていたものについて、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合には、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。

（軽自動車税に関する申告）

第31条（略）

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合には、その理由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては法施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては法施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3（略）

（原動機付自転車等の標識の交付等）

第34条（略）

2 法第442条の2第3項ただし書又は法第443条の規定により、軽自動車税を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車等が法第442条の2第3項ただし書又は法第443条の規定により、軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。

とみなして固定資産税を課する。

（固定資産税の非課税等の申告）

第19条の2（略）

2 前項の規定により、申告書を提出した固定資産で法第348条第2項の規定の適用を受けていたものについて、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。

（軽自動車税に関する申告）

第31条（略）

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その理由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては法施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては法施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3（略）

（原動機付自転車等の標識の交付等）

第34条（略）

2 法第442条の2第3項ただし書又は法第443条の規定によって、軽自動車税を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から 15 日以内に町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車等が法第442条の2第3項ただし書又は法第443条の規定によって、軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。

新（改正後）

3 町長は、前2項の規定により標識を交付する場合には、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。

4 ～8（略）

（町たばこ税の普通徴収の納期）

第34条の2 普通徴収の方法により徴収する町たばこ税の納期は、納税通知書の定めるところによる。

（入湯税の特別徴収の手続）

第38条（略）

2 前項の特別徴収義務者は、毎月末日までに前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他町長において必要と認める事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を納入書により納入しなければならない。

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第39条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の前日までに、鉱泉浴場施設の所在地その他町長において必要と認める事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合には、直ちにその旨を申告しなければならない。

第42条 第40条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について、正当な理由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は第40条第2項の規定により保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合には、その者に対し、3万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 第4条の規定により申告すべき納税管理人について、正当な理由がなく申告をしなかった者

旧（改正前）

3 町長は、前2項の規定により標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。

4 ～8（略）

（町たばこ税の普通徴収の納期）

第34条の2 普通徴収の方法によって徴収する町たばこ税の納期は、納税通知書の定めるところによる。

（入湯税の特別徴収の手続）

第38条（略）

2 前項の特別徴収義務者は、毎月末日までに前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他町長において必要と認める事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第39条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の前日までに、鉱泉浴場施設の所在地その他町長において必要と認める事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

第42条 第40条第1項の規定によって帳簿に記載すべき事項について、正当な理由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は第40条第2項の規定により保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 第4条の規定によって申告すべき納税管理人について、正当な理由がなく申告をしなかった者

新（改正後）

(2) 第 14 条第 2 項若しくは第 3 項、法第 317 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、法第 328 条の 7 第 1 項又は第 26 条及び第 31 条の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった者

(3) 法第 383 条の規定により申告すべき事項について、正当な理由がなくて申告をしなかった者

(4) 第 32 条の規定により報告すべき事項について、正当な理由がなくて報告をしなかった者

(5) (略)

2・3 (略)

附 則

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

8 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 17 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

9 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

旧（改正前）

- (2) 第 14 条第 2 項若しくは第 3 項、法第 317 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、法第 328 条の 7 第 1 項又は第 26 条及び第 31 条の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった者
- (3) 法第 383 条の規定によって申告すべき事項について、正当な理由がなくて申告をしなかった者
- (4) 第 32 条の規定によって報告すべき事項について、正当な理由がなくて報告をしなかった者
- (5) (略)

2・3 (略)

附 則

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

- 8 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 26 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

- 9 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

新（改正後）

10 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 17 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(固定資産税の課税標準の特例)

11 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 (略)

13 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

14 法附則第 15 条第 32 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。



旧（改正前）

- 10 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 14 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 26 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。
- (1)～(4) (略)
- (5) 施行規則附則第 7 条第 14 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) (略)
- (固定資産税の課税標準の特例)
- 11 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する条例で定める割合は、3 分の 1とする。
- 12 (略)
- 13 法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1とする。
- 14 法附則第 15 条第 2 項第 7 号に規定する条例で定める割合は、4 分の 3とする。
- 15 法附則第 15 条第 32 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、6 分の 5とする。
- 16 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、6 分の 5とする。

新（改正後）

18 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

20 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

21 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

22 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

23 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

24 (略)

25 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

26 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。  
(平成28年度から平成30年度までの固定資産税の税率の特例)

27 (略)

28 (略)

29 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

30 (略)

(平成29年度分の軽自動車税の税率の特例)

31 (略)

32 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、附則第35項及び附則第36項において同じ。）に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の

17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

19 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

20（略）

21 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。  
（平成28年度から平成30年度までの固定資産税の税率の特例）

22（略）

23（略）

24（略）

（軽自動車税の税率の特例）

25（略）

（平成29年度分の軽自動車税の税率の特例）

26（略）

27 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、附則第30項及び附則第31項において同じ。）に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の

新（改正後）

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

33（略）

（平成30年度分及び平成31年度分の軽自動車税の税率の特例）

34 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第31項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

35 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第32項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

36 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第33項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（第2条関係）

旧（改正前）

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

28（略）

（平成30年度分及び平成31年度分の軽自動車税の税率の特例）

29 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第26項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

30 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第27項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

31 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第28項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（第2条関係）

新（改正後）

附 則

（固定資産税の課税標準の特例）

11～23 （略）

24 法附則第 15 条第 43 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

25 法附則第 15 条第 46 項に規定する条例で定める割合は、零とする。

旧（改正前）

附 則

（固定資産税の課税標準の特例）

11～23（略）

24 法附則第 15 条第 44 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

25 法附則第 15 条第 47 項に規定する条例で定める割合は、零とする。